

3/22 (金)

14:00~16:00

北海学園大学
E21番教室
(5号館 2階)

入場無料
事前申込不要

法学部特別講演会

家族を孤立させないために ～民法の視点から考える～

今年、敗戦の1945年から79年目にあたる。1945年から同じだけ遡ると、江戸時代にまで戻ってしまう。近代革命である明治維新は、実はそれほど昔のことではない。しかし明治維新から現在まで、圧縮された近代化を遂げた日本社会と家族の生活は、大きく変化した。緊密な村社会の中で忙しい農作業の傍ら皆で行っていた育児は遠くなり、都市のマンションの一室で孤立した親による孤独な育児が一般化した。家族関係を規律する民法については、明治維新から30年後に家制度を確立した明治民法が施行され、戦後改正で家制度は廃止されたが、母法である西欧民法のような絶えざる改正は行われていない。日本の家族が抱える問題を、民法から眺めてみたい。



話し手

水野 紀子先生

白鷗大学教授・東北大学名誉教授

(専門：民法・家族法)

主 催：北海学園大学法学部
お問合せ：011-841-1161 (法学部事務室)